

岩手県告示第 816 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 11 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 21 日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号又は名称 有限会社美設備
  - (2) 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字前郷 6 地割 135 番地 1
  - (3) 代表者の氏名 佐々木美喜雄
  - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般－15）第 50063 号
- 3 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者は、平成 19 年 10 月 11 日に盛岡地方裁判所花巻支部から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、懲役 10 月の判決を受け、同年 10 月 26 日に刑が確定しており、このことが法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。